

## 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書

急速に少子高齢化が進み、平成37年に「団塊の世代」が全て後期高齢者となる超高齢社会を迎える中、国は、医療保険制度の持続可能性を高めるためには、効率的で質の高い医療提供体制を構築するとともに、在宅医療・介護の充実を図る必要があるとしており、現在、都道府県では、平成37年の医療需要と病床の必要量や、目指すべき医療提供体制を実現するための施策をまとめた「地域医療構想」の策定を進めているところである。

このような中、昨年6月、国の「医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会」は、平成37年の必要病床数の推計結果を公表したが、本県の必要病床数は最大で19,900床と推計され、既存病床数よりも約10,700床下回る内容となっており、医療関係者からも地域の医療・介護に与える影響について強い懸念の声が上がっている。

これまで本県では、「県民が健康で長生きでき、いつでも、どこでも安心して医療を受けられる鹿児島」の実現を目指し、各般の施策に取り組んでいるところであるが、全国に約10年先行して高齢化が進行していることや、南北600kmにわたる広大な県土に離島・へき地を多く有していることから、同推計に基づき病床削減を行った場合、地域の医療ニーズに十分応じることができなくなることや、医療機関の経営基盤を揺るがし、さらに、医療従事者の雇用機会の喪失につながるなど地域の医療提供体制に影響を及ぼすおそれがある。

よって、国におかれては、今後、都道府県が策定する「地域医療構想」について、それぞれの地域の特性や実情を十分に踏まえ柔軟に対応することを可能とするよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月23日

鹿児島県議会議長 池 畑 憲 一

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 殿  
厚生労働大臣  
内閣官房長官